

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	6. 乳幼児医療対策事業費		
項	1. 保健衛生費	細事業名	2. 乳幼児医療対策事業費(市単独分)		
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	55,878	要 求									55,878
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	思いやりと希望にみちたまちづくり/手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり/乳幼児の保険医療費を支援しま						
	[乳幼児医療助成(市単独分)に関する業務]	施策体系コード	01-03-01-30-40			事業番号	180-3		
	乳幼児保健の充実やその保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者の市町村民税額に応じて乳幼児の保険医療費の全部又は一部の助成を行います。	総事業費	129,732千円			事業期間	平成18年度～平成22年度		
	乳幼児医療費助成制度は県補助事業として実施しているが、市独自の子育て支援施策として県補助対象外の乳幼児も助成を行います。	年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
						55,514	74,218		
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市乳幼児医療対策事業規則							

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 乳幼児医療費助成制度の県補助対象は平成20年12月1日から所得制限額を設け、自己負担額が200円から300円に増額されているが、市独自の子育て支援施策として、所得制限額を設けず、自己負担額を増額しないで実施することにより、県補助対象外も助成する。	(事業の目的) 子育て支援施策の更なる充実に寄与することを目的とする。	(事業の効果) 乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減を図っている。
(事業実施上の問題点) 平成21年3月佐倉市議会で、小学校卒業までの子どもの医療費助成の拡充を求める請願が採択されている。乳幼児医療費助成制度については、平成21年度以外に平成18年、19年、20年と、毎年のように市または県が補助対象基準を変更している。また、報道によると平成21年10月開催の関東地方知事会議においても、千葉県知事の提案により統一した助成制度のもとに、国、県、市町村が一体となって取り組む必要があるとし、国に子ども医療費助成制度創設を要望するとの方針で一致している。	(前年度からの見直し点) 現在、補助対象年齢は、県も市も小学校就学前としているが、それに加えて、県が補助基準の対象年齢を小学校3年生まで、入院・通院とも引き上げる可能性があり、市も県が拡充の改正を行った場合、それに合わせるものとして、予算要求するものである。	(見積についての特記事項) 補助基準が改正された場合、システム改修が必要になる。県の改正については、不確実な部分が多いが、助成が年度の途中から開始されるとしても、詳細が判明した段階で、システム改修について対応できるよう当初予算において予算を準備する必要がある。